

オフィス KO-KEN バーチャルオフィス利用規約

第一条(趣旨)

本規約は当社のバーチャルオフィスサービスをお申し込み、入会いただいた方(以下「会員」という。)に住所表記その他バーチャルオフィスに関連したサービスを提供する内容を定めるものとする。

第二条(利用料金)

会員は、申し込みした各サービス内容の対価に対して当社の定める月額料金の支払いを、毎月月末までに翌月分を当社の指定する銀行口座に振り込む方法で行う。ただし、振込手数料は会員の負担とする。

<指定振込口座> 岐阜信用金庫 千手堂支店 普通預金 1201522 毛利 智典

第三条(利用契約の成立)

本契約は入会希望者が本規約を同意の上で入会申込書および本人確認資料を当社に送付し、入会審査が通り次第、初期費用をお支払いいただきます。当社にて着金を確認後、入会希望者に対して「サービス開始のご案内」の e メールを送信した時点で当社と利用者の間で契約が成立するものとする。

提供された申し込み書類等は契約の成立、不成立にかかわらず本人へ返還することはないものとする。

尚、申し込み日より本人確認資料送付、料金の決済が確認できない日数が7日以上経過した場合、申し込みを無効とする。

第四条(契約期間)

契約期間は契約成立から1年間とする。以後契約中に利用規約違反での解除、又は、会員からの解約の意思表示がない限り同条件において自動的に更新される。

第五条(契約の解除)

当社は、会員が次の各号の一に違反したときは、会員に対し、催告をすることなく直ちに、本契約を将来に向けて解除することができる。

尚、解除によるサービスの停止で会員又はその他第三者が損害を被った場合でも当社は一切責任を負わないものとする。

- (1) 賃料等の支払いを2ヶ月分以上怠ったとき
- (2) 提出された本人確認書類が真正なものではなかったと発覚したとき
- (3) 仮差押、仮処分、差押、強制執行または滞納処分を受けたとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生の申立てを受けたとき、またはこれらの申立てたとき
- (5) 本契約の条項に違反したとき
- (6) その他、乙に信用毀損行為があったとき

第六条(契約解除後の利用者義務)

当社からの貸出住所で法人登記された利用者は、早急に住所移転登記を完了し移転登記済謄本のコピーを当社に提出しなければならない。

本契約を解除された場合、会員は速やかに Web サイト上、名刺、パンフレット等の資料より当社から提供された住所の記載を削除しなければならない。第五条により契約解除された場合、直ちにサービスの提供は停止となり、ご利用することはできないものとする。万が一、解除後もサービスの不正利用又は、当社貸出住所で法人登記をした個人・法人が住所移転登記手続きを放置し継続して利用した場合は、住所移転登記が完了する迄、又はインターネット上で当社からの貸出住所等を利用し、削除・消去(キャッシュも含む)せず義務違反未対応の他、すべての違約利用処理が完了する迄、契約時の月額利用料をお支払いいただく事とする。

第七条(会員からの解約)

会員は解約月の2ヶ月前までに、eメール又は書面でもって解約の旨および解約希望月を当社に連絡し、当社からの確認メールを受領した時点で解約手続きが完了する。

第八条(住所の利用)

会員は当社より提供される住所の利用につき下記に記載された各号を遵守し法令に従って利用するものとする。

会員が住所の利用により自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合、当社は一切その損害を補償する責任を負わない。

会員は当社より提供された住所を以下に定める用途に用いてはならない。

- ・住民票、パスポート、免許証等の公的申請に利用すること
- ・アダルトサイト、出会い系サイト、マルチ商法、ギャンブル
- ・政治活動、宗教活動、暴力団活動に利用すること
- ・その他、当社が不相当と判断した利用行為

第九条(届け出事項の変更)

会員利用届け出事項の(氏名、名称、連絡先住所、電話番号)に変更が生じた場合は、すみやかに当社まで変更事項提出して連絡を要す。

連絡なき時はこれに伴う会員の不利益について、当社は一切責任を負わないものとする。

第十条(権利譲渡等禁止)

会員は本契約上の地位をすべて第三者に譲渡および継承ができないものとする。

第十一条(反社会的勢力の排除)

入会にあたり、次の各号の事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。

- 2 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ・相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ・偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ・本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 5 自ら、又は自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が過去に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっ
てから二年を経過していること。

第十三条 (管轄)

当社サービスのご利用に関して、当社と会員との間に係争が発生し訴訟により解決する必要が生じた場合、岐阜地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

2023年3月1日制定